

被疑者ト分離シ接觸ノ機會ヲ與ヘシメサルコトヲ要ス。往往警察署ニ於テ待合セ中知合トナリテ犯行ヲ共ニシ又ハ他ノ被疑者ノ供述ヲ聞キテ犯行ニ之レヲ應用シタル者等アリテ油斷スヘカラサルモノアリ。少年法第六十條ニ於テモ「少年ノ被告人ハ他ノ被告人ト分離シ其ノ接觸ヲ避ケシムヘシ」又第六十九條ニ「少年ニ對スル被告事件ハ他ノ被告事件ト牽連スル場合ト雖モ審理ニ妨ナキ限リ其ノ手續ヲ分離スヘシ」ト規定ス以テ參考トナスヘシ。

三 少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外ハ拘束セサルコトヲ要ス(職規一) 成年犯罪者ノ場合ニ在リテハ拘束スヘキトキ例ヘハ現行犯ノ場合ニ於テ逮捕スルカ如キ場合ト雖モ少年ニ係ルトキハ成ルヘク拘束ヲ加ヘス父母又ハ之レニ代ルヘキ監督者ニ引渡シ適當ナル方法ヲ以テ取調フルノ策ヲ講セサルヘカラス。公衆ノ面前ニ於テ逮捕セラレ衆人ノ中ヲ引致セラルルカ如キコトアルニ於テハ少年ノ通有性ナル自尊心、虛榮心ハ甚シク毀傷セラレ其ノ結果自暴自棄トナリ保護教養ノ效果ヲ擧クルコト至難ナルヘシ又設令一時タリトモ拘束ヲ受クルトキハ徒ラニ煩悶ヲ爲シ精神上ニ大ナル打擊ト惡影響ヲ及ホシ將來

少年ハ拘
東スヘカ
ラス

少年ノ逮捕
又ハ引致

ニ於ケル光明ヲ失ハシムルノ虞アリ況ンヤ少年ニ對スル捜査ノ目的ハ處罰ニアラスシテ教育的又ハ保護的ノ效果ヲ收メントスルモノナレハ拘束ヲ加フル如キハ萬止ムヲ得サル場合ノ外ハ之レヲ避クルヲ相當トス。現ニ少年法第六十七條第一項ニハ「勾留狀ハ已ムコトヲ得サル場合ニ非サレハ少年ニ對シテ之レヲ發スルコトヲ得ス」ト規定スルモ亦同様ノ法意ニ外ナラス。

四 少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及強制ヲ加フル限度ニ付キ特ニ慎重ノ注意ヲ爲スニトヲ要ス(職規一)。

是レ前項ニ述ヘタルト同一法意ニ出テタルモノニシテ少年法ノ精神ト相待ツテ少年保護ノ目的ヲ貫徹セシメント期シタルモノトス。凡ソ人ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ目的ヲ達スルニ妨ケナキ限リ強制力ニ出テタルコトヲ覺知セラレサル方法ニ出ツルヲ穩當トス必スシモ公力ヲ具現シテ嚴肅ナル態度ヲ示スノ要アルヲ見ス殊ニ少年ニ對シテハ特ニ同情ノ念ヲ以テ其ノ方法等ニ付キ如何ニセハ第三者ニ覺知セラレサルカヲ考察シ適當ノ措置ニ出ツルコトヲ要ス特ニ公衆ノ耳目ヲ惹クヘキ通路汽車又ハ電車内ニ於テハ一

層慎重ナル注意ヲ施スノ要アリ。

第四節 少年事件ノ處理

少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖モ微罪處分ヲ爲サシテ事件ヲ檢事ニ送致セサルヘカラス(職規一)。少年法ニヨレハ刑罰法令ニ觸ルル行爲ヲ爲シタル少年ニ對シテハ刑事處分ニ付セサル場合ト雖モ其ノ事件ノ關係、本人ノ性行、境遇、經歷、心身ノ狀況、教育ノ程度等ニ鑑ミ適當ナル保護處分ヲ爲スコトヲ得ヘキカ故ニ(少年法四)刑事處分トシテハ處罰ノ必要ナキ場合タリトモ檢事ニ送致シテ少年審判所ノ保護處分ヲ受ケシムルノ必要アリ(同法六)此ノ點ヨリ見ルモ少年ニ對シテハ保護、教養ヲ主タル目的トセルモノナルコトヲ益々明白ナリ。

第五節 少年事件ノ秘密保持

一 少年事件ニ付キ秘密ヲ嚴守スルコトヲ必要トスルノ理由ハ種種アリト雖モ

要ハ少年ノ名譽ノ保護シテ教養感化ノ實蹟ヲ舉ゲシメ尙他ノ少年ヲシテ模倣傳播セシメサラン爲メニ外ナラス故ニ少年法ハ此ノ點ニ付キ特ニ規定ヲ設ケ第四十五條ニハ「審判ハ之レヲ公行セス但シ少年審判所ハ本人ノ親族、保護事業ニ從事スル者其ノ他相當ト認ムル者ニ在席ヲ許スコトヲ得」ト規定シ又第七十四條ニハ「少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ對スル刑事事件ニ付キ豫審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之レヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ス前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作及發行者ヨ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」ト規定セルハ即チ是レカ爲メナリ。

二 右ト同一趣旨ニ基キ司法警察ノ職ニ在ル者ハ其ノ自己ノ管掌ニ係ル事件タルト否トヲ問ハス苟クモ少年ニ對スル刑事事件ハ搜查又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタル事項ト雖モ特ニ秘密ヲ嚴守スルコトヲ要ス既ニ少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項ニ付テモ亦同様タルヘシ(職規二)。

第七章 外國人ニ關スル特別

第一節 總說

一 外國人ニ關スル特別トハ外國人カ被疑者ナルトキ又ハ外國人カ被害者ニ非サルモ被疑事件ニ關係ヲ有スル場合ニ於テ日本ノ司法警察權ヲ如何ニ行使スヘキヤヲ定メタルモノニシテ通常ノ捜査手續ヲ其ノ儘此ノ場合ニ適用スルヲ得サルモノナリ。

外國人ニ關シ日本ノ統治權カ如何ナル程度マテ及フヘキヤハ國際法ノ問題ニシテ之ヲ詳說スルハ本書ノ目的ニ非サルモ外國人ニ對スル司法警察權ノ行使ヲ明ニシ司法警察官吏トシテ職務上心得置クヘキ事項ニ關シ其ノ概要ヲ述ヘントス。

二 外國人カ日本ニ滞在スル場合ニ於テ日本ノ法律ノ支配ヲ受クヘキヤ否ヤニ關シテハ國際上種種ナル主義ノ存スルアリテ必スシモ一定セス屬人主義ニヨレハ一國ノ法律ハ其ノ國民ノミヲ支配スルノ力ヲ有スルカ故ニ外國人ニ對シ

外國人ニ對スル法律ノ效力
屬人主義

屬地主義

折衷主義

其ノ效力ヲ及ホスヲ得ストナシ屬地主義ニヨレハ一國ノ法律ハ其ノ國內ニ居住スル者ニ對シテ支配力ヲ有スルカ故ニ其ノ國內ニ居住スル者ニ對シテハ內國人タルト外國人タルトヲ問ハス凡テ支配スルノ力アリトナス又折衷主義ニヨレハ屬人主義ト屬地主義トヲ折衷シタルモノニシテ一國ノ法律ハ內國人ニ對シテハ內國ニ居住スルト將タ亦外國ニ在ルトヲ問ハス凡テ之レヲ支配スヘク又其ノ國內ニ居住スル者ハ内外人ノ區別ナク之レヲ支配ストナスモノナリ。我國ノ採用セルハ大體ニ於テ折衷主義ニ屬スルカ故ニ日本ニ滞在セル外國人ニ對シテハ原則トシテ日本人ト同様ニ取扱ヒ外國人ニシテ日本ノ法律ニ違反スル者アラハ日本ノ司法警察權ノ支配ヲ受ケ犯罪ヲ捜査シ裁判所ノ審判ヲ經サルヘカラス。

三 然レトモ外國人ハ一面其ノ本國ノ保護支配ヲ受クルモノナルノミナラス國ト國トノ交通關係ハ極メテ複雑ニシテ各國ハ互ニ獨立不羈ノ權ヲ有シ相侵スコトヲ許ササルモノトス國ト國トノ關係ハ國際法ニ從ヒテ決スヘキノミナラス又多年ノ國際上ノ慣例ノ存スルアリテ之レニ違背スルカ如キコトアルニ於

司法警察ノ職務ヲ執行シ及モ國際法上ノ慣例ヲ尊重スヘキヲ

外交官ノ特權ヲ害スヘキヲ

テハ事態頗ル面倒トナリ些些ナル事故ヨリ國際上ノ交渉問題ヲ惹起シ由々敷結果ヲ招來スルコトナシトセス故ニ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ事外國人ニ關スル場合ニハ國際法及國際上ノ慣例ニ違背セサルコトニ注意セサルヘカラス(職規一)如何ナル事項カ國際上ノ慣例ニ屬スルヤハ國際法及國際先例ノ研究ニ待タサルヘカラス。例ヘハ國際上各國ノ禮式ヲ尊重シ其ノ國ノ國旗又ハ徽章ニ對シテハ相當ノ敬意ヲ表スルカ如キ其ノ一例ニ屬ス。

四 國際關係ニ於テ最モ留意セサルヘカラサル問題ハ外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテ其ノ特權ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲ササルノ點ニシテ職務ニ熱中スルノ餘リ之レヲ顧ミサルカ如キコトナキ様常ニ注意セサルヘカラス。若シ外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ヤニ付キ疑アルトキハ檢事ニ報告シテ其ノ指揮ヲ請フヘキモノトス(職規二)今日ノ國際法ニ從ヘハ外交官トハ本國ヲ代表シ外交事務ヲ執ル爲メニ派遣セラルルモノヲ云ヒ大使、公使、及之レニ附隨スル大公使館參事官、書記官、外交官補等之レニ屬ス。

(參照) 我國ノ外交官及領事官官制ニヨレハ「第一條外交官ハ特命全權大使、特命全權

公使、大使館參事官、辦理公使、大使館一等書記官、大使館二等書記官、大使館三等書記官、大使館理事官、公使館一等書記官、公使館二等書記官、公使館三等書記官、公使館理事官及外交官補トス」

第二節 治外法權ヲ有スル人及物

治外法權ノ意義

外國人ニ關シ司法警察權ヲ行使スルニ際シテ研究セサルヘカラサルハ治外法權ノ一事ナリ。治外法權トハ、滯在國ノ法律ノ支配ヲ受ケサルノ特權ニシテ、治外法權ヲ有スル者ニ對シテハ、一切ノ法律的行動ヲ及ホスコトヲ得サルモノトス。是レ他國ノ元首又ハ其ノ代表者ニ對シ其ノ本國ニ於ケルト同一ノ特權ヲ與ヘ以テ其ノ國ノ主權ヲ尊重スルモノニ外ナラス。國際法上治外法權ヲ有スル者トシテ一般ニ認メラルルハ左ノ如シ。

(1) 君主、大統領

公ノ資格ヲ有スル場合ト私ノ資格ヲ有スル場合トヲ問ハス此ノ特權ヲ享有ス。

尙此レ等ノ者ノ特權ハ其ノ携帶品及隨員即チ家族及從者ノ上ニモ及フ。

(2) 大使、公使及其ノ者ノ財産
此レ等ノ者ノ補助員即チ家族及從者モ此ノ特權ヲ有ス。

(3) 大使館、公使館及其ノ敷地

大公使館ノ建物又ハ敷地ハ所有者ノ何人ニ屬スルヲ問ハス治外法權ヲ有ス故ニ設令日本人ノ所有ニ屬スル場合ト雖モ此ノ區域内ハ治外法權ヲ有スルヲ以テ犯人ノ區域内ヘ逃入スル場合ニハ濫リニ之レヲ逮捕スルコトヲ得ス犯罪人引渡ノ手續ヲ踐マサルヘカラス。

(4) 軍艦

是レ本國ノ軍事上ノ代表機關ナレハ此ノ特權ヲ有ス。

(5) 軍隊

右ノ外領事官ナル通商上ノ官吏アレトモ斯ハ專ラ其ノ國ノ經濟上ノ代表者ニ過キスシテ本國トノ通商貿易ノ事務ヲ保護監督スルモノナレハ治外法權ヲ有セス只相互ニ條約ノ上ニ於テ各種ノ特權ヲ享有スルコトヲ認メタル例多シ。

領事官ハ
治外法權
ヲ有セス

以上掲ケタル治外法權ヲ有スル者ハ日本ノ司法權ノ支配ヲ受ケサルノミナラス行政權、警察權、徵稅權ノ支配ヲモ受ケサルモノトス。故ニ治外法權ヲ有スル人及物ニ對シテハ一切ハ搜查處分ヲ爲スコトヲ得ス。

第三節 搜查處分ヲ爲シ得サル場所

一 大公使館、大公使ノ居宅別莊又ハ其ノ宿泊スル場所ハ前述ノ如ク治外法權ヲ有シ我國ノ法律ノ支配ヲ受ケサルヲ以テ如何ナル事由ニ基クト雖モ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス(職規二)。

二 重大ナル罪ヲ犯シタル者逃亡シテ前項ニ掲ケタル場所ニ入りタル場合ニ於テ緊急猶豫スヘカラサルトキト雖モ直接ニ其ノ場所ニ入り自ラ手ヲ下スコトヲ得ス此ノ場合ト雖モ大使公使又ハ之レニ代ルヘキ權限アル者ノ許諾ヲ受ケ始メテ搜索ヲ爲スコトヲ得ヘキナリ(同七)。

第四節 外國軍艦ニ關スル搜查

領海ノ範圍

一 重大ナル罪ヲ犯シタル者帝國ノ領海ニ在ル外國軍艦ニ現在スル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ其ノ艦長ニ對シ任意ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ヘシ(同上)八) 前述ノ如ク外國ノ軍艦ハ設令帝國ノ領海ニ在ル場合ト雖モ其ノ碇泊ヲ拒マサル以上ハ治外法權ヲ有スルヲ以テ濫リニ艦内ニ立入りテ犯人ヲ搜索逮捕スルコトヲ得ス必ス艦長ノ手ヲ經テ引渡ヲ受クルノ方法ニ出テサルヘカラス。領海ノ範圍ヲ定ムルニ付テハ國際上幾多ノ主義學說アリテ一定セス或ハ沿岸ヨリ砲彈ノ到著スル地點迄ヲ領海ナリトシ或ハ沿岸ヨリ十海里迄トスルモノアレトモ我國ニ在リテハ干潮ノ時ニ於ケル水陸分界線ヨリ三海里迄ヲ領海ト定メタリ又入海、港灣、入江、津等ノ名稱ノ下ニ狹キ兩岸ニヨリテ圍マレタル内海アリ此レ等ハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス其ノ入口ノ兩岸ノ最短距離カ六海里以内ナルトキハ之レヲ領海ト稱ス瀨戶内海ノ如キ即チ之レニ屬ス。

外國軍艦ニ屬スル軍艦ノ人ヲ犯シタル人軍艦

二 外國軍艦ニ屬スル軍人準軍人ハ軍艦内ニ在ル間ハ軍隊トシテ治外法權ヲ有スルモ任意ニ其ノ軍艦ヲ離レテ上陸スルトキハ其ノ特權ヲ認メサルヲ以テ此レ等ノ者カ上陸後帝國内ニ於テ現ニ罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサルトキハ逮捕ノ

處分ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ檢事ニ報告シテ爾後ノ處置ニ付キ指揮ヲ請フコトヲ要ス(同上)。

第五節 帝國駐在ノ領事ニ關スル搜查

一 領事ハ前述ノ如ク外交官ニ非ス從テ治外法權ヲ有セス只本國トノ交通貿易ノ保護監督ヲ爲スノ職務ヲ有スルモノナレハ必スシモ本國ノ國民タルコトヲ要セス駐在國ノ國民又ハ第三國ノ國民ヲシテ其職務ヲ行ハシムルコトヲ妨ケス此等ハ派遣國ノ官吏ニアラス只一定ノ手當ヲ受クルノミナレハ自ラ營業ヲ爲スコトヲ得ルモノトス從テ此等ノ者ハ固ヨリ外國領事タル資格ニ於テ特別ノ保護ヲ受クルコトヲ得ス。然レトモ任命國ノ國民タルモノニシテ帝國ニ駐在スル外國總領事、領事、副領事、領事事務官及代理領事ニ對スル被疑事件ニ付テハ檢事ノ指揮アルニ非サレハ急速ヲ要スル處分ト雖モ之レヲ爲スコトヲ得ス是レ外國派遣ノ官吏ナレハ輕卒ニ取扱フコトナカラシメンカ爲メナリ然レトモ重大ナル罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ハ必スシモ檢事ノ指揮ヲ受クルノ

任命國ノ國民タルノ領事官ニ付テハ檢事ノ指揮ヲ要ス

要ナク適當ノ處置ヲ執ルコトヲ得ヘシ(同上二)。

- (1) 總領事ハ多數ノ領事管轄區域ヲ總轄スルモノニシテ概ネ本國ヨリ派遣セラレタル一切ノ領事ヲ監督ス又外交官ヲ置カサル所ニ在リテハ總領事ヲシテ外交官ノ事務ヲ兼任セシムルコトアリ。
- (2) 領事ハ一個ノ領事管轄區域例ヘハ一都市又ハ一開港場ニ限リテ其ノ職務ヲ執リ總領事ノ指揮ヲ受クルモノトス。
- (3) 副領事ハ別ニ管轄區域ヲ有セスシテ只總領事若クハ領事ノ下ニ在リテ其ノ事務ヲ補助若クハ代理スルモノトス或ハ副領事ニシテ領事ノ如ク一個ノ管轄區域ヲ擔當スルモノナキニ非ス。
- (4) 領事事務官ハ總領事又ハ領事ノ下ニ在リテ其ノ事務ヲ補助スルモノナリ。
- (5) 代理領事ハ或ハ總領事若クハ領事ニ差支アリテ執務スルコト能ハサルトキ其ノ代理ヲ爲シ或ハ領事管轄區域ノ廣大ニ過クルトキ其ノ一部分ノ事務ヲ代理スルモノトス。

二 帝國駐在ノ外國領事官其ノモノハ通商條約等ニヨリテ特別ノ保護ヲ受ケサル限り當然ニ日本ニ於テ特權ヲ有スルコトナキモ其ノ領事官ノ所有シ又ハ所持スル書類ニシテ職務ニ關係アルモノハ國際上侵スヘカラサルモノナレハ如何ナル事由ヲ以テスルモ之レヲ檢閲シ又ハ差押フルコトヲ得サルモノトス(同上三)。

領事官ノ事務所又ハ居宅ニ於テ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フコトヲ要ス但シ急速ヲ要スル處分ハ此ノ限ニ在ラス(同上三)。

第六節 外國船舶内ノ搜查

一 帝國ノ領海ハ帝國國土ノ延長ト異ナラスシテ帝國統治權ノ當然及フヘキ場所ナレハ外國船舶ニシテ帝國領海内ニ在ルトキハ帝國ノ司法警察權ニ服スヘキモノトス。然レトモ外國船舶内ノ犯罪ニ付テハ我國ノ安寧秩序ニ關係ナキトキハ濫リニ搜查權ヲ行使スルノ必要ナシ職務規範第三百三十二條第一項ニヨ

内外國船
ニシテ犯罪
ニシテ捜査
ヘキ場
合

外國船
航行ノ
停止

- レハ左ノ場合ニ於テノミ司法警察權ヲ行使シ得ヘシト定ム。
- (1) 帝國ノ陸上又ハ港内ノ安寧秩序ヲ害スルトキ
 - (2) 外國船ノ乗組員以外ノ者ニ關係アルトキ又ハ帝國臣民ニ關係アルトキ然レトモ帝國領海内ニ在ル外國船内ニ對シテハ捜査ヲ爲シ得ヘキヲ原則トスルカ故ニ右ノ場合ノ外事業ノ性質其ノ他特ニ捜査ノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フコトヲ要ス(同上ニ三)。
- 二 帝國ノ領海ニ在ル外國船ノ航行ノ停止ヲ必要ナリト認ムルトキハ直ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フコトヲ要ス(同上ニ一)是レ外國船内ニ犯罪アルコトヲ認知シ前項ノ事由ニ基キ捜査ノ必要アルトキハ其ノ船舶ノ帝國領海内ヲ航行中ナルトキニ限り其ノ停船ヲ命スルコトヲ得ヘキカ故ニ直ニ檢事ニ報告シテ機宜ノ處置ヲ促スコトヲ必要トスレハナリ。

第七節 外國人ニ關スル捜査手續

一 外國人ニシテ日本ノ國語ニ通セサル者ニ對シテハ其ノ被害者タルト被疑者

外國人口
頭ノ申立
ヲ爲シタ
ルトキ

外國人
面ヲ提出
シタルト
キ

- タルトヲ問ハス常ニ通事ヲ用キテ十分ニ其ノ眞意ヲ暢達セシムルコトニ努メ又文書ニ依ルトキハ常ニ譯文ヲ添付シテ其ノ内容ヲ知悉セシムルコトヲ期セサルヘカラス。
- (1) 外國人口頭ヲ以テ申立ヲ爲ストキ
外國人口頭ヲ以テ告訴、告發、請求又ハ自首ヲ爲サントスル場合ニ於テ國語ニ通セサルトキハ成ルヘク通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ作成シタル調査ハ通事ヲシテ之レヲ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘキモノトス(同上ニ一)。
 - (2) 外國人書面ヲ提出シタルトキ
外國人ヨリ外國語ヲ以テ記載シタル告訴狀、告發狀其ノ他ノ書類ヲ提出シタルトキハ之レヲ受理シタル上成ルヘク譯文ヲ提出セシムルコトヲ要ス譯文ニハ翻譯ノ精確ヲ保證セシムル爲メ譯者ヲシテ其ノ住居及職業ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ(同上ニ一)。
 - (3) 外國人被疑者ナルトキ

外國人被疑者ナル場合ニ於テハ一般ノ取調事項ノ外左ノ事項ヲモ明ニスル
コトヲ要ス(三同上)。

(イ) 國籍

(ロ) 帝國ニ來リタル時期及目的

(ハ) 本國ヲ去リタル時期

(ニ) 外國ニ於テ受刑ノ有無

(ホ) 家族ノ有無及其ノ住所

(4) 被疑者其ノ他ノ關係者ノ取調

被疑者其ノ他ノ關係者外國人ニシテ國語ニ通セサルトキハ通事ヲ用キテ取
調ヲ爲シ其ノ調書ハ通事ヲシテ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名セシ
メ又ハ署名捺印セシムルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ本人其ノ必要トスル事
項ヲ記載センコトヲ求メタルトキハ之レヲ調書ノ末尾ニ記載セシムヘシ(同上
七三)。

(5) 供述ノ拒絶

被疑者其
他ノ者ノ
取調

供述ノ拒
絶

外國人ニ
對スル令
狀

外國ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ知得シタル事實ニシテ本人又ハ當該
公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキ又ハ外國
人其ノ業務上委託ヲ受ケタル爲メ知得シタル事實ニシテ他人ノ秘密ニ關ス
ルモノナルコトヲ申立テタルトキハ供述ヲ爲サシムルコトヲ得ス此ノ場合
ニ於テハ速ニ檢事ニ報告スヘキモノトス(三同上)。此ノ場合ハ通常捜査手續
ニ關スルモノニシテ強制捜査ノ場合ニ於テハ證人トシテノ訊問ニ屬シ而カ
モ右ノ如キ事由アルトキハ當然證言拒絶ノ權利アルコトハ既ニ説明シタル
所ナリ。

(6) 外國人ニ對スル令狀

外國人ニ對シテ發スル召喚狀勾引狀又ハ逮捕狀ニハ成ルヘク譯文ヲ添付ス
ルコトヲ要ス(三同上)。

外國人ニ對シ勾引狀勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク
其ノ國語ニ通スル者ヲシテ之レニ當ラシムヘシ(四同上)。是レ令狀執行ノ本旨
ヲ十分ニ諒解セシムルノ必要アルヲ以テナリ。

(7) 外國人ニ對シ押收目錄ノ謄本若クハ抄本又ハ領置ニ關スル受領書ヲ交付スルトキハ成ルヘク之レニ譯文ヲ添付シ書類ノ性質ヲ知ラシムルノ必要アリ(同上二)。

二 外國艦船乗組員ノ逮捕留置又ハ逃亡犯人ニ關シ檢事ノ指揮ニ因リ取扱ヒタル事項ニ付テハ速ニ檢事ニ報告スルコトヲ要ス(同上二)。

逃亡犯人引渡條例ニ依リ檢事ノ發シタル逮捕狀(同條例一三)假逮捕狀(同條例九)ヲ執行スルニ當リ本人ノ携帶品ヲ差押ヘタルトキハ其ノ目錄ヲ作り本人ト共ニ檢事ニ引渡スコトヲ要ス(職規二)。

司法警察論 (完)

附 錄

- 司法警察職務規範
- 司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件
- 違警罪即決例
- 刑事交渉法

司法部刑事第一〇〇九二號

司法警察官吏

司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者

司法警察職務規範別冊ノ通相定メ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ行フ
右訓令ス

大正十二年十二月

司法大臣 平沼騏一郎

司法警察職務規範目次

司法警察職務規範

- 第一章 總 則
- 第二章 搜查機關
- 第三章 搜查ノ端緒
- 第四章 搜查ノ實行
 - 第一節 通 則
 - 第二節 通常搜查
 - 第三節 強制搜查
 - 第五節 令狀ノ執行
- 第六章 搜查事件ノ處理
- 第七章 少年ニ關スル特則
- 第八章 外國人ニ關スル特則

司法警察職務規範

第一章 總則

- 第一條 司法警察ノ職ニ在ル者犯罪ノ捜査其ノ他ノ職務ヲ行フニハ法令ノ定ムル所ヲ恪守スルノ外本規範ニ遵由スヘシ
- 第二條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ法令ノ字句ニ拘泥スルコトナク克ク其ノ精神ニ適合セムコトヲ期スヘシ
- 第三條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ外議ニ動かサレズ私情ニ泥マス專ラ公明正大ヲ旨トシ非違ヲ匡正スルノ任務ヲ全ウセムコトヲ期スヘシ
- 第四條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ居常言行ヲ慎ミ廉潔公正世人ノ疑惑ヲ招カサルコトニ注意スヘシ
- 第五條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素社會ノ變遷人心ノ趨向ニ留意シ犯罪ニ關スル諸般ノ現象ヲ攷究シ其ノ職責ヲ盡スニ遺憾ナキコトヲ期スヘシ
- 第六條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ敏活ニシテ機宜ヲ失ハス周密ニシテ遺漏ナキコトヲ期スヘシ

- 第七條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ冷靜ニシテ感情ニ走ラス常ニ中正穩健ヲ旨トスヘシ
- 第八條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ道義ヲ尊ヒ人情ヲ重シ淳風良俗ヲ害セサルコトニ注意スヘシ
- 第九條 司法警察ノ職務ヲ行フニハ祕密ヲ嚴守シテ捜査ノ障礙ト犯行ノ傳播トヲ防止シ且被疑者其ノ他ノ者ノ名譽ヲ毀損セサルコトニ注意スヘシ
- 第十條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ互ニ連絡協調ヲ保テ共同一致ノ精神ヲ以テ事ニ從フヘシ
- 第十一條 司法警察ノ職務ハ必要アル場合ニ於テハ執務時間ノ内外ヲ問ハス夜間又ハ休日ト雖之ヲ行フヘキモノトス
- 第十二條 司法警察ノ職ニ在ル者他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ヨリ其ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事項ニ付共助ノ請求ヲ受ケタルトキハ之ニ應シ遲滯ナク處理スヘシ
- 第十三條 司法警察ノ職務ハ共助ニ依リ事實發見ノ目的ヲ達スルニ不便ナルトキニ限り管轄區域外ニ於テ之ヲ行フコトヲ得
- 第十四條 書類ヲ作成スルニハ文飾ヲ用キス簡明平易ヲ旨トシ眞實ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ
- 第十五條 書類ヲ作成スルニハ法律ニ定メタルモノニ非スト雖年月日ヲ記載シテ署名捺印シ毎葉ニ契印シ其ノ所屬ノ官署ヲ表示スヘシ

- 文字ハ之ヲ改竄スヘカラス挿入削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ但シ削除シタル部分ハ之ヲ讀得ヘキ爲其ノ字體ヲ存スヘシ
- 第十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ錄取シタルトキハ法律ニ定メタル書類ニ非スト雖之ヲ陳述者ニ讀聞カセ又ハ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ
- 陳述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ趣旨ヲ記載スヘシ
- 書類ニハ陳述者ヲシテ任意ニ署名捺印セシムヘシ陳述者署名スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記シ捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇印セシムヘシ
- 第十七條 司法警察ノ職ニ在ル者被疑者又被害者ト親族其ノ他ノ關係ニ因リ他ノ疑惑ヲ招クヘキ虞アルトキハ回避スヘシ
- 第十八條 司法警察ノ職ニ在ル者其ノ職務ヲ行フニ當リ被疑者其ノ他ノ關係者ノ求アルトキハ官氏名ヲ表示シタル證票ヲ示スヘシ但シ警察官、憲兵ノ將校准士官下士、巡查及憲兵卒制服ヲ着用スル場合ニ於テハ官氏名ヲ告クルヲ以テ足ル

第二章 捜査機關

- 第十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ檢事ノ指揮命令ニ從ヒ捜査ノ事ニ膺ルヘシ

第二十條 警視總監、地方長官(東京府知事ヲ除ク)及憲兵司令官ノ搜查ノ權ハ異常ノ場合ニ於テ之ヲ行フヲ例トス此ノ場合ニ於テモ成ルヘク其ノ處分ヲ檢事ニ讓ルヘシ

第二十一條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者ハ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ニシテ犯罪ノ性質、場所ノ關係又ハ其ノ他ノ事情ニ因リ司法警察官其ノ職務ヲ行フニ不便ナル場合ニ於テ搜查ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ場合ニ於テハ搜查ニ著手シタル司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ於テ搜查ヲ遂行スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ司法警察官ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第二十二條 司法警察官ノ職務ヲ行フ者其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ヲ司法警察官ニ先チ覺知シタルトキハ前條ノ場合ニ非スト雖速ニ搜查ニ著手シタル上司法警察官ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官職務ヲ行フニ至リタルトキハ之ニ讓リ且必要ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十三條 司法警察官司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ先チ其ノ職務ノ範圍ニ屬スル被疑事件ヲ覺知シ第二十一條ノ場合ニ該當スルトキハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上速ニ司法警察官ノ職務ヲ行フ者ニ其ノ旨ヲ通知シテ搜查ヲ委ネ且必要ナル援助ヲ爲スヘシ

第二十四條 司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者搜查ニ著手スルニ當リテハ其ノ事件職務ノ範圍ニ屬スルヤ否ニ付慎重ナル注意ヲ爲スヘシ

ルヤ否ニ付慎重ナル注意ヲ爲スヘシ

第二十五條 通告處分ヲ認メタル犯則事件ニ付テハ當該官吏ノ告發アル迄ハ司法警察官吏ハ其ノ搜查ヲ當該官吏ニ一任スヘシ但シ當該官吏ノ求アルトキハ必要ナル援助ヲ爲スヘシ

司法警察ノ職ニ在ル者前項ノ犯則事件アリト思料スルトキハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上速ニ當該官吏ニ通知スヘシ

第二十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ通常搜查ニ限リ豫メ範圍又ハ條件ヲ定メテ之ヲ爲スヘキコトヲ命令スルコトヲ得

第二十七條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ直ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ豫メ搜查ノ命令アリタル場合ハ必要ナル搜查ヲ爲シタル上遲滯ナク其ノ旨ヲ報告スヘシ

第二十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者搜查其ノ他ノ職務ニ付補助ヲ要スルトキハ警察官ハ巡查ヲ使用シ憲兵ノ將校准士官下士ハ憲兵卒ヲ使用シ勅令ヲ以テ定メタル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ本來ノ職務ノ關係ニ於テ下僚タルヘキ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルヲ例トス但シ他ノ司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ使用スルノ必要アルトキハ檢事ノ

指揮ヲ請フヘシ

第二十九條 司法警察ノ職ニ在ル者管轄區域外ニ於テ捜査其ノ他ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ成ルヘク其ノ地ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ通知シ扞格齟齬ナキコトヲ期スヘシ

第三章 捜査ノ端緒

第三十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者捜査ニ著手スルニハ現行犯、告訴、告發、自首其ノ他犯罪アリト思料スルニ至リタル理由ノ如何ニ拘ラサルモノトス
新聞紙其ノ他ノ出版物ノ記事、匿名ノ申告又ハ風説ト雖犯罪ニ關係アルモノハ之ヲ看過スルコトナク相當ノ根據アルコトヲ認メタルトキハ捜査ニ著手スヘシ

第三十一條 司法警察官及其ノ職務ヲ行フ者左ニ掲クル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ報告スヘシ

- 一 刑法第二編第一章乃至第四章及第八章ノ罪
- 二 死刑又ハ無期刑ニ該ル罪
- 三 軍機ニ關スル重大ナル罪
- 四 高等官、同待遇者、有爵者、從四位、勳三等及功三級以上ノ者ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪

- 五 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ禁錮以上ノ刑ニ該ル罪
- 六 辯護士ノ犯シタル罪
- 七 帝國議會、道會、府縣會及市會ノ議員ノ選舉ニ關スル罪
- 八 勞働爭議及小作爭議ニ關スル重大ナル罪
- 九 治安警察法ニ違反スル重大ナル罪
- 十 新聞紙其ノ他ノ出版物ノ朝憲紊亂、秩序紊亂及風俗壞亂ノ記事ニ關スル罪
- 十一 内外國ノ通貨偽造、變造及模造ニ關スル罪
- 十二 爆發物ニ關スル重大ナル罪
- 十三 公務員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十四 法人ノ役員ノ職務ニ關スル重大ナル罪
- 十五 無政府主義者、共產主義者其ノ他社會主義者ノ其ノ主義ニ關スル罪
- 十六 各地方ニ連絡アル重大ナル罪
- 十七 外國人ノ犯シタル罪及外國人ニ對シ犯シタル重大ナル罪
- 十八 公衆ノ耳目ヲ惹ク罪

十九 檢事ヨリ特ニ報告ヲ命シタル罪

前項ニ掲クル犯罪ニ付告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪アリト思料スルト否ニ拘ラス速ニ檢事ニ報告スヘシ

第三十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ告訴又ハ告發アリタルトキハ犯罪地、被疑者ノ住所其ノ他管轄ヲ定ムヘキ原由所轄區域内ニ存セサル場合ト雖之ヲ受理スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ急速ヲ要スル處分ヲ爲シタル上遲滯ナク之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ差出スヘシ

第三十三條 司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ告訴、告發其ノ他犯罪ノ申告ニ關スル書面ヲ差出シタルトキハ之ヲ受ケ速ニ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ送付スヘシ

第三十四條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ對シ犯罪ニ關スル申告アリタル場合ニ於テハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス之ヲ受理シ實ニ從テ處理スヘシ

第三十五條 委任ニ因ル代理人ノ告訴ニ係ルトキハ委任狀ヲ差出サシムヘシ告訴ノ取消ニ付亦同シ

本人又ハ委任ニ因ル代理人ニ非サル者ノ告訴ニ係ルトキハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ差出サシム

ヘシ

姦通ノ罪ノ告訴ニ付テハ婚姻ノ解消又ハ離婚ノ訴ノ提起ヲ證スル書面ヲ差出サシムヘシ

第三十六條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ要件ニ欠缺アルトキハ成ルヘク之ヲ補正セシムヘシ

第三十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ヲ受ケタル場合ニ於テハ成ルヘク犯罪ノ性質、方法、日時、場所、被疑者又ハ關係者ノ住居、氏名其ノ他參考ト爲ルヘキ事實ヲ申立テシメ之ヲ明ニスヘシ

第三十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴狀又ハ告發狀ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ趣旨不明ナルトキ又ハ本人ノ意思ニ適合セサルヘシト思料スルトキハ之カ取調ヲ爲シタル上本人ヲシテ補正ノ爲書面ヲ差出サシメ若ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ

第三十九條 犯人ヲ指名シタル告訴又ハ告發ニ付テハ誣罔ニ出ツルナキカ否及過實ノ申立ナキカ否ニ付特ニ注意スヘシ

第四十條 犯罪ニ關スル申告ヲ爲シタル者申告ヲ爲シタルカ爲後難ヲ畏ルルノ情況アルトキハ必要アル場合ノ外被疑者其ノ他ノ關係者ニ申告者ノ氏名ヲ告クルコトヲ避クヘシ

第四十一條 告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク必要ナル搜查ヲ爲シタル上直ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢事ニ送付シ指揮ヲ請フヘシ但シ書類及證據物ヲ送付シタル後ニ於テ急速ヲ要スル事項ヲ生シタルトキハ檢事ノ指揮ナシト雖之カ處分ヲ爲スヘシ

第四十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者告訴又ハ告發ニ付増減變更ノ申立ヲ受ケタルトキハ本人ヲシテ其ノ趣旨ヲ記載シタル書面ヲ差出サシメ又ハ其ノ調書ヲ作ルヘシ
前項ノ書面又ハ調書ハ之ヲ檢事ニ送付スヘシ

第四十三條 告訴狀又ハ告發狀ハ告訴又ハ告發ノ取消其ノ他何等ノ事由アルモ之ヲ返付スヘカラス

第四十四條 告訴又ハ告發ノ取消ハ當該告訴又ハ告發ヲ受ケタルニ非サル司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ受理スヘシ
告訴又ハ告發ノ取消ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出スヘシ

第四十五條 第三十一條第二項、第三十二條、第三十六條乃至第三十八條及第四十一條乃至第四十三條ノ規定ハ自首ニ付之ヲ準用ス

第四十六條 自首ハ他人ヲシテ其ノ罪ヲ免レシムル爲自ラ誣ヒ又ハ重キ罪ヲ避クルノ目的ヲ以テ

故ラニ輕キ罪ヲ首出スル等ノ場合ナシトセサルヲ以テ其ノ虛實ニ注意スヘシ

第四十七條 司法警察ノ職ニ在ル者變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

前項ノ場合ニ於テ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ檢事ノ指揮ナシト雖急速ヲ要スル搜查ヲ爲スヘシ但シ必要アル場合ノ外原狀ヲ變更セサルコトニ注意スヘシ

司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事ノ命令ニ因リ檢視又ハ檢證ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ結果ヲ報告スヘシ但シ檢事ヨリ豫メ檢視ト共ニ檢證ノ命令アリタルトキハ檢證ヲ爲シタル上報告ヲ爲スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ノ囑託ニ因リ檢視ヲ爲シタル場合ニ於テ通常裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪アリト思料スルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第四章 搜查ノ實行

第一節 通則

第四十八條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ公訴ノ起否及遂行ノ資料ヲ蒐集保全シ竝犯人ノ所在ヲ緝捕スルコトヲ防クヲ目的トシテ搜查ノ事ニ膺ルヘシ

第四十九條 司法警察ノ職ニ在ル者ハ平素犯罪ノ趨勢、犯罪ノ手段及罪證湮滅ノ方法其ノ他捜査ノ參考ト爲ルヘキ資料ヲ調査シ事案アルニ當リ措置ヲ誤ルコトナキヲ期スヘシ

第五十條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者犯罪アリト思料スルトキハ檢事ヨリ別段ノ命令アリタル場合ノ外直ニ捜査ニ著手スヘキモノトス但シ告訴、告發又ハ自首ニ係ル事件ニ付テハ第四十一條ノ規定ニ依ルヘシ

第五十一條 捜査ヲ爲スニハ巨惡ヲ逸セサルコトニ努メ苛察ニ涉ラサルコトヲ旨トスヘシ

第五十二條 捜査ニ付テハ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナル限度ニ於テ諸般ノ取調ヲ爲スヘシ但シ法律ニ特ニ定メタル場合ノ外強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第五十三條 捜査ハ穩健妥當ナル方法ニ依リ之ヲ行ヒ且被疑者其ノ他ノ關係者ノ煩累ヲ少カラシムルコトニ注意スヘシ

被疑者其ノ他ノ關係者ノ取調ハ成ルヘク夜間ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ

第五十四條 捜査ニ付テハ濫ニ被疑者其ノ他ノ關係者ノ隱微ヲ訐クコトナキヲ要ス

第五十五條 捜査ヲ爲スニ當リテハ濫ニ人心ヲ動搖セシメサルコトニ注意スヘシ

第五十六條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ濫ニ法律ノ成語其ノ他難解ノ語ヲ用キス電メ

テ平易簡明ヲ旨トシ容易ニ問ノ趣旨ヲ理解セシムルコトニ注意スヘシ

第五十七條 被疑者其ノ他ノ關係者ヲ取調フルニハ穩和ヲ旨トシ其ノ年齢、境遇、性格、男女ノ別等ヲ斟酌シテ適當ノ取扱ヲ爲シ其ノ言ハムト欲スル所ヲ盡サシムルコトニ注意スヘシ

第五十八條 捜査ヲ爲スニ當リテハ被疑者ニ付左ノ事項ヲ明ニスヘシ

- 一 氏名、年齢、職業、本籍、住居及出生地
- 二 性格、經歷、境遇及素行
- 三 犯罪ノ原因、性質、方法、情狀、日時、場所、被害ノ狀況及犯罪後ノ情況
- 四 前科ノ有無若前科アルトキハ其ノ罪名、刑名、刑期、金額、裁判ヲ爲シタル廳名及其ノ年月日

- 五 爵、位、勳、功、褒章、記章、恩給、年金ノ有無若之ヲ有スルトキハ其ノ種類、等級
- 六 兵役ノ關係

第五十九條 捜査ヲ爲スニ當リテハ豫斷ヲ避ケ被疑者ノ利益ト爲ルヘキ事情ヲモ明ニセムコトヲ努ムヘシ

第六十條 被疑者犯罪事實ヲ自白シタルトキト雖之ニ適應スル證據ノ有無ヲ取調フルコトニ注意

スヘシ

第六十一條 共犯者ハ成ルヘク各別ニ之ヲ取調ヘ其ノ通謀ヲ防キ且附和雷同シテ陳述スルノ弊ナカラシムルコトニ注意スヘシ

第六十二條 證據書類又ハ證據物ハ成ルヘク被疑者ニ示シテ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ其ノ時機ヲ誤ラサルコトニ注意スヘシ

第六十三條 捜査中ノ事件ニ付新聞記事ノ掲載ヲ差止ムル必要アリト思料スルトキハ速ニ其ノ事情ヲ具シ檢事ニ申報スヘシ

第二節 通常捜査

第六十四條 捜査上必要アルトキハ被疑者其ノ他ノ關係者ニ任意ノ出頭ヲ求メ又ハ其ノ所在ニ就キ若ハ承諾ヲ得テ犯所其ノ他ノ場所ニ同行シ其ノ陳述ヲ聽クコトヲ得

第六十五條 被疑者其ノ他ノ關係者ノ陳述ヲ聽キタルトキハ自ラ之ル録取スヘシ
事實簡單ナルカ又ハ特別ノ事情アルトキハ聽取書ヲ作ラスシテ任意書面ヲ差出サシムルコトヲ得

第六十五條 被疑者其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出

シタル物ハ之ヲ領置スルコトヲ得

被疑事件ノ證據ト爲ルヘキ物ハ所有者、所持者又ハ保管者ノ承諾ヲ得テ之ヲ領置スルコトヲ得
證據ト爲ルコトアルヘシト思料スル物ニ付亦同シ

質屋取締法第十六條又ハ古物商取締法第十七條ニ依リ徵收シタル物ニシテ證據トシテ留置スルノ必要アリト思料スルモノハ同條ニ依ル還付處分前領置ヲ爲スヘシ

第六十七條 領置ヲ爲シタルトキハ件名、番號、品目、數量、被領置者ノ氏名、住居及領置年月日ヲ記載シタル領置書ヲ作り且領置物ニ件名番號及被領置者ノ氏名ヲ表示スヘシ

領置物ニ付所有者、所持者、保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ受領書ヲ交付スヘシ

第六十八條 領置物ニ付テハ保存ニ注意シ盜難、紛失、滅失、毀棄、損壞、變質等ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ

領置物ノ状態ニシテ證據ト爲ルヘキ場合ニ於テハ其ノ状態ヲ保全スルコトニ注意スヘシ

第六十九條 領置物ハ證據物又ハ沒收スヘキ物ニ非サルコト其ノ他留置ノ必要ナキコト明ナルニ至リタルトキハ差出人ニ還付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ贓物ニ係ルトキハ差出人ノ承諾ヲ得テ被害者ニ還付スヘシ差出人承諾セサル
トキハ検事ノ指揮ヲ請フヘシ

領置物ハ所有者、所持者、保管者又ハ差出人ノ請求アルトキハ一時留置ヲ解クモ捜査ニ妨ナキ
場合ニ限り假ニ之ヲ請求者ニ還付スルコトヲ得差出人ニ非サル者ノ請求ニ因リ假還付ヲ爲スニ
ハ前項ノ手續ニ依ルヘシ

前二項ノ場合ニ於テ差出人ノ承諾ヲ得タルトキハ承諾書ヲ差出サシムヘシ

領置物ヲ還付シ又ハ假還付ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ領置書ニ記載シ且請書ヲ徹スヘシ

第七十條 犯所其ノ他ノ場所ニ就キ實況ヲ明ニスルノ必要アルトキハ其ノ場所ノ所有者、保管者
又ハ之ニ代ルヘキ者、承諾ヲ得テ見分ヲ爲スコトヲ得

實況見分ニ著手シタル後検事ノ見分又ハ臨檢ヲ必要ト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ検事ニ報告
シ自ラ見分ヲ結了シタルト否ヲ問ハス原狀ヲ保存シ置クヘシ

實況ヲ見分シタルトキハ其ノ狀況ヲ録取スヘシ但シ引續キ検事見分又ハ臨檢ヲ爲シ検事ニ於テ
其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十一條 鑑定ヲ必要トスルトキハ特別ノ學識經驗アル者ニ之ヲ囑託スルコトヲ得鑑定ヲ囑託

スルニハ誠實ニ鑑定ヲ爲シ得ヘキ者ヲ選定スルコトニ注意スヘシ

鑑定ハ官署又ハ公署ニモ之ヲ囑託スルコトヲ得

第七十二條 鑑定ニ因リ人ノ權利ヲ害スルニ至ル場合ハ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

物ノ原形ヲ變シ又ハ數量ヲ著シク減損スルニ非サレハ鑑定ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ檢
事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ腐敗其ノ他ノ原由ニ因リ検事ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ
此ノ限ニ在ラス

第七十三條 鑑定ヲ爲サシムル場合ニ於テハ成ルヘク鑑定ノ現場ニ立會ヒ捜査ノ參考ト爲ルヘキ
事實ヲ發見スルコトニ努ムヘシ但シ鑑定ノ手續ニ付干渉スルコトヲ得ス

第七十四條 鑑定ヲ爲サシメタルトキハ鑑定ノ時、場所、手續及結果ヲ記載シタル鑑定書ヲ提出
セシムヘシ

鑑定書ニシテ不明又ハ不備ノ點アルトキハ其ノ説明書ヲ提出セシメ鑑定書ニ添附スヘシ

第三節 強制捜査

第七十五條 刑事訴訟法第二百二十三條各號ノ場合又ハ現行犯人ヲ逮捕シ若ハ之ヲ受取リタル場合
其ノ他法律ニ定メタル場合ノ外捜査ニ付強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第七十六條 強制ノ處分ヲ爲サムトスルニハ法律ニ定メタル場合ニ該當スルヤ否ニ付慎重ノ考慮ヲ爲シ其ノ場合ニ該當スルコトヲ明認シタル上之ヲ爲スヘシ

強制ノ處分ヲ爲スコトヲ得ル場合ニ於テモ特ニ其ノ必要アルトキノ外之ヲ爲スコトヲ避クヘシ
強制ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ嚴ニ必要ノ限度ヲ超エサルコトニ注意スヘシ

第七十七條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者搜查ニ付強制ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ關スル書類ハ自ラ之ヲ作ルヘシ

被疑者、證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ立會ヒタル司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ハ調書ノ末尾ニ其ノ旨ヲ附記シ署名捺印スヘシ

第七十八條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者搜查ニ付判事ノ強制處分ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ狀ヲ具シテ檢事ニ申報スヘシ

第七十九條 現行犯人ヲ逮捕スルニハ電メテ穩當ノ方法ヲ用キ苛酷ニ涉ラサルコトニ注意スヘシ
現行犯人兇器ヲ持シ抗拒スル場合ニ於テ已ムコトヲ得ス劍銃等ヲ使用スルモ決シテ自衛ノ範圍ヲ踰ユヘカラス

第八十條 常人ニシテ現行犯人ヲ逮捕シ之ヲ引渡サムトスルモノアルトキハ成ルヘク其ノ便宜ヲ

計リ速ニ之ヲ受取ルヘシ

第八十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヨリ其ノ逮捕シタル現行犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕ノ事由ヲ聽取リ逮捕調書ヲ作成スヘシ但シ逮捕手續書ヲ徴シテ之ニ代フルコトヲ得

司法警察ノ職ニ在ル者常人ヨリ現行犯人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ノ要領ヲ記載シタル逮捕顛末書ヲ作成スヘシ

司法警察吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者常人ヨリ受取リタル現行犯人ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ引致シタルトキハ速ニ逮捕顛末書ヲ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ差出スヘシ

第八十二條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタル場合ニ於テ其ノ犯罪親告罪ニシテ告訴ナキトキハ速ニ告訴權者ニ就キ告訴ヲ爲スヤ否ヲ確ムヘシ

第八十三條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者刑事訴訟法第二百二十三條各號ノ場合ニ於テ勾引ヲ必要トスル事情アリト思料スルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

檢事ノ命令ニ因リ發スル勾引狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第八十四條 被疑者ニ對スル訊問及被疑者ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第八十五條 證據物又ハ沒收スヘキ物ヲ所持スルノ疑アル場合ト雖湮滅ノ虞アルトキノ外成ルヘク搜索ヲ爲サズ本人ヲシテ之ヲ差出サシムヘシ

第八十六條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ成ルヘク其ノ範圍ヲ廣クセサルコトニ注意スヘシ

第八十七條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テ押收、搜索又ハ檢證ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第八十八條 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セララルモノト認ムヘキ場所ノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ物ヲ搜索スルノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急迫ノ事情アリテ檢事ノ指揮ヲ待ツノ遑ナキトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ速ニ搜索ノ結果ヲ檢事ニ報告スヘシ

第八十九條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ押收、搜索又ハ檢證ヲ爲スニ當リ住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ求アリタルトキハ搜索ニ妨ナキ限リ被疑事件ヲ告クヘシ

第九十條 押收又ハ搜索ハ特別ノ事情アル場合ノ外其ノ處分ヲ受クル者ノ業務ヲ妨ケ信用ヲ損シ

其ノ他利益ヲ害スルコト多カルヘキ時刻ニ於テハ之ヲ行フコトヲ避クヘシ

人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ於テ日没前押收又ハ搜索ニ著手シ日没後其ノ處分ヲ繼續スル場合ニハ特ニ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十一條 刑事訴訟法第一百五十六條各號ノ場所ニ於テ日出前、日没後押收又ハ搜索ヲ爲ス場合ニ於テモ成ルヘク住居主若ハ看守者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ同條第二號ノ場所ニ於テ公開時間内押收又ハ搜索ニ著手シタルトキハ公開時間外ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得但シ迅速ニ之ヲ結了スルコトニ注意スヘシ

第九十二條 押收又ハ搜索ヲ爲スニハ穩當ノ方法ヲ用キ濫ニ建造物、器具等ヲ損壞スルコトナキヲ要ス

押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リテハ書類其ノ他ノ物ノ紛亂セサルコトニ注意シ且其ノ處分ヲ終ヘタルトキハ成ルヘク原狀ニ復スヘシ

第九十三條 押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假押收ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載シタル報告書ヲ作り假押收ノ調書及押收物ト共ニ檢事ニ送

付シ且其ノ犯罪ノ捜査ニ付機宜ヲ失ハサルコトニ注意スヘシ

第九十四條 刑事訴訟法第六十四條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲シ又ハ同法第六十五條ニ依リ賣却處分ヲ爲ス場合ニ於テハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ檢事ニ報告スヘシ

第九十五條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者檢事又ハ他ノ司法警察官若ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ命令又ハ囑託ニ因リ押收ヲ爲シタルトキハ速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ押收物ヲ送付スヘシ

刑事訴訟法第六十四條第二項ニ依リ看守又ハ保管ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同條第三項ニ依リ廢棄處分ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ指揮又ハ承諾ヲ受クヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ其ノ處分ヲ爲シタル後速ニ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告スヘシ

同法第六十五條ニ依ル賣却處分ヲ爲スノ必要アリト思料シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ報告シテ其ノ處分ニ委ヌヘシ

第九十六條 第六十七條乃至第六十九條ノ規定ハ本節ノ押收ニ付之ヲ準用ス

第九十七條 檢證ノ處分ニ因リ原狀ヲ變更シタルトキハ成ルヘク舊態ニ復スヘシ

死體ノ解剖、墳墓ノ發掘又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トスルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ檢事ノ命令ニ因リ變死者又ハ變死ノ疑アル死體ヲ檢證スル場合ニ於テ解剖ヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ヲ解剖シ又ハ墳墓ヲ發掘スル場合ニ於テ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スヘシ

第九十八條 證人ニハ主トシテ見聞其ノ他實驗ノ事實ヲ供述セシメ成ルヘク推測ノ事項ヲ供述セシムルコトヲ避クヘシ

第九十九條 證人ヲ被疑者又ハ他ノ證人ト對質セシムルニハ其ノ時機ニ注意シ且兩者間ノ關係ヲ顧慮シテ適當ナル發問ヲ爲シ眞實ノ供述ヲ爲サシムルコトヲ努ムヘシ

第一百條 證人ニ對スル訊問及證人ノ供述ハ即時ニ調書ニ記載スヘシ

第一百一條 證人ヲ過料ニ處シ又ハ之ニ賠償ヲ命スヘキ處分ヲ裁判所ニ請求スルニハ其ノ裁判所ノ檢事ヲ經由シテ請求書ヲ差出スヘシ

第二百二條 鑑定ニ付死體ノ解剖又ハ貴重品ノ毀壞ヲ必要トシテ鑑定人ヨリ其ノ許可ヲ求メタルトキハ檢事ノ指揮ヲ請フヘシ但シ腐敗其ノ他ノ理由ニ因リ檢事ノ指揮アル迄其ノ物ヲ保存シ難キトキハ此ノ限ニ在ラス

死體ヲ解剖スル場合ニ於テハ鑑定人ト共ニ禮意ヲ失ハサルコトニ注意シ遺族アルトキハ之ニ通知シ遺族ナキモ近親アルトキハ成ルヘク之ニ通知スルノ處置ヲ執ルヘシ

第二百三條 第七十一條乃至第七十四條及第一百一條ノ規定ハ本節ノ鑑定ニ付之ヲ準用ス

第五章 令狀ノ執行

第二百四條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ノ指揮ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ若其ノ手續遲延スルノ事情アルトキハ其ノ旨ヲ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキ又ハ執行ニ因リ著シク健康ヲ害スル虞アルトキハ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ前二項ノ規定ハ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者命令若ハ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シ又ハ命令ニ因リ逮捕狀ヲ發シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百五條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ハ指揮ヲ受ケタル當該司法警察ノ職ニ在ル者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察ノ職ニ在ル者ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第二百六條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ニ指定セラレタル者管轄區域外ニ在ルトキハ其ノ地ヲ管轄スル司法警察官ニ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ送付シテ執行ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ命令若ハ囑託ヲ爲シタル官署又ハ執行ノ指揮ヲ爲シタル檢事其ノ他ノ官署ニ報告スヘシ

執行ノ求ヲ受ケタル司法警察官ハ所轄檢事ノ指揮アリタル場合ト同シク執行ノ手續ヲ爲シ之ニ關スル書類ヲ執行ヲ指揮シタル檢事其ノ他ノ官署ニ差出スヘシ

第二百七條 司法警察官命令若ハ囑託ニ因リ發シタル勾引狀又ハ命令ニ因リ發シタル逮捕狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ差出スヘシ
司法警察官出頭義務ヲ履行セサル證人ニ對シ自ラ發シタル勾引狀ヲ執行シタルトキハ其ノ原本ヲ調書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第一項ノ勾引狀又ハ逮捕狀ヲ執行スルコト能ハサルトキハ之ヲ命令又ハ囑託ヲ爲シタル官署ニ送付スヘシ若參考ト爲ルヘキ事項アルトキハ同時ニ報告スヘシ

第八八條 勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ヲ執行スル場合ニ於テハ成ルヘク穩當ノ方法ヲ用キ必要ノ限度ヲ超エテ強制ヲ加ヘス且他人ヲシテ執行ヲ受ケタル者ナルコトヲ覺知セシメサルコトニ注意スヘシ

第八九條 裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事又ハ區裁判所判事ノ發シタル押收又ハ搜索ノ命令狀ハ之ヲ受ケタル當該司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノミナラス其ノ官署ニ勤務スル他ノ司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ於テモ之ヲ執行スルコトヲ得

第九十條 命令狀ニ因リ押收又ハ搜索ノ手續ヲ爲シタルトキハ其ノ結果ヲ得サル場合ト雖速ニ命令狀ヲ檢事ヲ經由シテ之ヲ發シタル官署ニ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ押收又ハ搜索ノ手續ノ顛末及參考ト爲ルヘキ事項ヲ調書ニ記載シ命令狀ト共ニ送付スヘシ

第六章 捜査事件ノ處理

第九十一條 司法警察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者被疑事件ニ付捜査ヲ終ヘタルトキハ捜査ノ端緒如何ヲ問ハス速ニ檢事ニ送致スヘシ但シ即決スヘキ事件ニシテ告訴、告發又ハ自首ニ係ラサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

被疑事件ヲ檢事ニ送致スルトキハ意見ヲ付シ且參考ト爲ルヘキ事項ヲ報告スヘシ捜査書類及差押ヘ又ハ領置シタル物ハ意見書ト共ニ檢事ニ送付スヘシ

第九十二條 檢事ヨリ微罪トシテ豫メ指定シタル事件罪ト爲ラサルコト又ハ犯罪ノ嫌疑ナキコト明ナルニ至リタルトキハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要セス

第九十三條 犯罪事實極メテ輕微ニシテ處罰ノ必要ナキコト明白ナルトキハ事件ヲ檢事ニ送致セシテ微罪處分ヲ爲スコトヲ得

微罪處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ檢事ニ報告スヘシ

第九十四條 告訴、告發若ハ自首ニ係ル事件又ハ檢事ノ送致ヲ命シタル事件ハ前二條ノ規定ニ拘ラス之ヲ檢事ニ送致スヘシ

第九十五條 被疑事件ノ送致後ト雖常ニ其ノ事件ニ注意シ參考ト爲ルヘキ事項ヲ發見シタルトキハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第九十六條 被疑事件通常裁判所ノ管轄ニ屬セサルコト明ナルニ至リタルトキハ事件ヲ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ事件告訴、告發若ハ自首ニ係ルモノナルトキ又ハ第三十一條ニ依リ報告

シタルモノナルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ報告スヘシ

第七章 少年ニ關スル特則

第一百七七條 少年ノ事件ニ付テハ保護教養ヲ主トスルノ精神ヲ以テ事ニ膺ルヘシ

第一百七八條 少年ノ被疑者ヲ取調フルニ當リテハ特ニ他人ノ耳目ニ觸レサルコトニ注意スヘシ

第一百七九條 少年ノ被疑者ハ他ノ被疑者ト分離シ接觸セシメサルコトニ注意スヘシ

第一百二十條 少年ノ被疑者ハ已ムコトヲ得サル場合ノ外拘束スヘカラス

第一百二十一條 少年ヲ逮捕シ又ハ引致スル場合ニ於テハ其ノ方法及強制ヲ加フル限度ニ付特ニ慎重ノ注意ヲ爲スヘシ

第一百二十二條 少年ニ對スル被疑事件ニ付テハ犯罪事實輕微ニシテ處罰ノ必要ナシト思料スル場合ト雖微罪處分ヲ爲サスシテ事件ヲ檢事ニ送致スヘシ

第一百二十三條 少年ニ對スル刑事事件ハ搜查又ハ豫審ニ關スルモノノミナラス公判ニ付セラレタル事項ト雖特ニ秘密ヲ嚴守スヘシ少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項亦同シ

第八章 外國人ニ關スル特則

第一百二十四條 外國人ニ關シ司法警察ノ職務ヲ行フニ當リテハ國際法及國際上ノ慣例ニ違背セザ

ルコトニ注意スヘシ

第二百五條 外交官ノ特權ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ特權ヲ害スルノ虞アル行爲ヲ爲ササルコトニ注意スヘシ外交官ノ特權ヲ有スル者ナリヤ否ニ付疑アルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第二十六條 大公使館、大公使ノ居宅、別莊又ハ其ノ宿泊スル場所ニ於テハ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スヘカラス

第二十七條 重大ナル罪ヲ犯シタル者逃亡シテ前條ニ掲クル場所ニ入りタル場合ニ於テ猶豫スヘカラサルトキハ大公使又ハ之ニ代ルヘキ權限アル者ノ許諾ヲ受ケ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 重大ナル罪ヲ犯シタル者帝國ノ領海ニ在ル外國軍艦ニ現在スル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ其ノ艦長ニ對シ任意ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 外國軍艦ニ屬スル軍人、準軍人其ノ軍艦ヲ離レ帝國內ニ於テ現ニ罪ヲ犯シ猶豫スヘカラサル場合ニ於テハ逮捕ノ處分ヲ爲シタル上速ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第三十條 任命國ノ國民タル帝國駐在ノ外國總領事、領事、副領事、領事事務官及代理領事ニ對スル被疑事件ニ付テハ檢事ノ指揮アルニ非サレハ急速ヲ要スル處分ト雖之ヲ爲スコトヲ得ス

但シ重大ナル罪ヲ犯シ猶豫ス可カラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十一條 帝國駐在ノ外國領事官ノ所有又ハ所持スル書類ニシテ職務ニ關係アルモノハ之ヲ檢閲シ又ハ差押フルコトヲ得ス

前項ノ領事官ノ事務所又ハ居宅ニ於テ搜查其ノ他ノ處分ヲ爲スノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ但シ急速ヲ要スル處分ハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十二條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶内ノ犯罪ニ付テハ左ノ場合ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フヘシ

- 一 帝國ノ陸上又ハ港内ノ安寧秩序ヲ害スルトキ
- 二 乗組員以外ノ者又ハ帝國臣民ニ關係アルトキ

前項ニ掲クル場合ノ外特ニ搜查ノ必要アリト思料スルトキハ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第三百三十三條 帝國ノ領海ニ在ル外國船舶ノ航行ノ停止ヲ必要ナリト認ムルトキハ直ニ檢事ニ報告シテ指揮ヲ請フヘシ

第三百三十四條 外國人口頭ヲ以テ告訴、告發、請求又ハ自首ヲ爲サムトスル場合ニ於テ國語ニ通セサルトキハ成ルヘク通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ作成シタル調書ハ通事ニ依リ之ヲ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

第三百三十五條 外國人ヨリ外國語ヲ以テ記載シタル告訴狀、告發狀其ノ他ノ書類ヲ提出シタルト

キハ之ヲ受理シタル上成ルヘク譯文ヲ提出セシムヘシ

譯文ニハ譯者ヲシテ其ノ住居及職業ヲ記入シ署名捺印セシムヘシ

第三百三十六條 被疑者外國人ナル場合ニ於テハ左ノ事項ヲモ明ニスヘシ

- 一 國籍
- 二 帝國ニ來リタル時期及目的
- 三 本國ヲ去リタル時期
- 四 外國ニ於テノ受刑ノ有無
- 五 家族ノ有無及其ノ住居

第三百三十七條 被疑者其ノ他ノ關係者外國人ニシテ國語ニ通セサルトキハ通事ヲ用キテ取調ヲ爲

シ其ノ調書ハ通事ニ依リ本人ニ讀聞カセ通事及本人ヲシテ署名又ハ署名捺印セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ本人其ノ必要トスル事項ヲ記載セムコトヲ求メタルトキハ之ヲ調書ノ末尾ニ

記載セシムヘシ

第三百三十八條 外國ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ知得タル事實ニシテ本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキ又ハ外國人其ノ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ祕密ニ關スルモノナルコトヲ申立テタルトキハ供述ヲ爲サシムルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第三百三十九條 外國人ニ對シテ發スル召喚狀、勾引狀又ハ逮捕狀ニハ成ルヘク譯文ヲ添附スヘシ

第四百條 外國人ニ對シ勾引狀、勾留狀又ハ逮捕狀ノ執行ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク其ノ國語ニ通スル者ヲシテ之ニ當ラシムヘシ

第四百一條 外國人ニ對シ押收調書若ハ押收目錄ノ謄本若ハ抄本又ハ領置ニ關スル受領書ヲ交付スルトキハ成ルヘク之ニ譯文ヲ添附スヘシ

第四百二條 外國艦船乗組員ノ逮捕、留置又ハ逃亡犯罪人ニ關シ檢事ノ指揮ニ因リ取扱ヒタル事項ニ付テハ速ニ檢事ニ報告スヘシ

第四百三條 逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ檢事ノ發シタル逮捕狀、假逮捕狀ヲ執行スルニ當リ本

人ノ携帶品ヲ差押ヘタルトキハ其ノ目錄ヲ作り本人ト共ニ檢事ニ引渡スヘシ

(備考)

本規範ニ於テ司法警察ノ職ニ在ル者ト稱スルハ司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ヲ謂フ

司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ

者ノ指定等ニ關スル件(大正十二年十二月二十八日勅令第五百二十八號)

第一條 外務省ノ警察官ハ之ヲ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官トス
外務省ノ巡查ハ之ヲ司法警察吏トス

第二條 地方裁判所檢事局又ハ其ノ管内區裁判所檢事局勤務ノ書記又ハ雇員ニシテ檢事正ノ指命シタル者ハ其ノ局ニ於テ受理シタル事件ニ付書記ニ在リテハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ、雇員ニ在リテハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ

第三條 監獄又ハ分監ノ長ハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪ニ付刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ

第四條 左ニ掲クル者ニシテ其ノ所屬長官其ノ官廳所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢事正ト協議シテ指命シタルモノハ第一號乃至第八號ニ掲クル者ニ在リテハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ、第九號乃至第十三號ニ掲クル者ニ在リテハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ

- 一 帝室林野管理局ノ事務官、事務官補、屬、技師及技手
- 二 獵場監守長
- 三 監獄又ハ分監ノ長タラサル典獄、典獄補及看守長
- 四 林區署勤務ノ山林事務官、山林技師、山林副事務官、山林屬、山林技手及森林主事
- 五 國有鐵道ノ驛長又ハ車掌監督タル鐵道局ノ副參事及書記
- 六 北海道廳ノ營林區署勤務ノ技師並營林區署又ハ營林區分署勤務ノ屬、技手及森林主事
- 七 公有林野ノ事務ヲ擔當スル北海道廳山業技手
- 八 狩獵取締ノ事務ヲ擔當スル廳府縣技手
- 九 帝室林野管理局技手補
- 十 獵場監守
- 十一 看守
- 十二 國有鐵道ノ助役又ハ車掌監督助手タル鐵道局書記並國有鐵道ノ車掌タル鐵道局ノ書記、鐵道手及雇員
- 十三 北海道廳河川監守

第五條 前條ノ規定ニ依リ司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ノ職務ノ範圍ハ左ニ掲クル罪ニ關スルモノニ限ル

- 一 前條第一號及第九號ニ掲クル者ニ在リテハ御料林野又ハ其ノ產物ニ關スル罪
- 二 前條第二號及第十號ニ掲クル者ニ在リテハ御獵場ニ於ケル狩獵ニ關スル罪
- 三 前條第三號及第十一號ニ掲クル者ニ在リテハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪
- 四 前條第四號ニ掲クル者ニ在リテハ國有林野部分林、公有林野官行造林、其ノ林野ノ產物又ハ其ノ林野ニ於ケル狩獵ニ關スル罪
- 五 前條第五號及第十二號ニ掲クル者ニ在リテハ停車場又ハ列車ニ於ケル現行犯
- 六 前條第六號ニ掲クル者ニ在リテハ北海道ニ於ケル國有林野、部分林、其ノ林野ノ產物又ハ其ノ林野ニ於ケル狩獵ニ關スル罪
- 七 前條第七號ニ掲クル者ニ在リテハ北海道ニ於ケル公有林野、其ノ林野ノ產物又ハ其ノ林野ニ於ケル狩獵ニ關スル罪
- 八 前條第八號ニ掲クル者ニ在リテハ狩獵ニ關スル罪
- 九 前條第十三號ニ掲クル者ニ在リテハ北海道ニ於ケル河川又ハ其ノ附屬物ニ關スル罪

司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件

第六條 警察官吏ノ駐在セサル島嶼ニシテ町村制ヲ施行セサル地ニ於ケル犯罪ニ付テハ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ハ町村長ニ準スヘキ者之ヲ行ヒ司法警察吏ノ職務ハ町村吏員ニ準スヘキ者之ヲ行フ

警察官吏ノ駐在セサル島嶼ニシテ町村制第六十八條ノ規定ニ依リ區長ヲ置ク地ニ於ケル犯罪ニ付テハ司法警察吏ノ職務ハ區長之ヲ行フ

第七條 海船(沿海航路以上ノ航路ヲ航路定限トスル總噸數二十噸以上又ハ積石數二百石以上ノモノ)ノ船長ハ其ノ船内ニ於テ刑事訴訟法第二百四十八條ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ前項ノ海船内ニ於ケル司法警察吏ノ職務ハ甲板部、機關部又ハ事務部ノ海員中其ノ各部ニ於テ職掌ノ上位ニ在ル者之ヲ行フ

附則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

違警罪即決例

(明治三十八年
太政官布告第三十一號)

第一條 警察署長及分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私訴ハ此限ニアラス

第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲スヘシ又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサルトキハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齢身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑名及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限竝ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達ア

リタルヨリ五日以内トス

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時間内ニ訴訟ニ關スル一切ノ書類ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致スヘシ

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿ナル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出ササル者ハ第五條ニ定メタル期限内之ヲ留置ス但刑期五日内ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

第十一條 保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ没入シテ本刑ニ換フ

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解クヘシ

第十三條 留置ノ日數ハ一日ヲ一圓ニ折シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入スヘシ

刑事交渉法

(大正十年四月二十六日
法律第九十二號)

第一條 通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ト軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ト牽連スルトキハ檢事及司法警察官ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸海軍ノ檢察官陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲スコトヲ得
數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス

- 一 一人數罪ヲ犯シタルトキ
 - 二 數人共ニ同一又ハ別個ノ罪ヲ犯シタルトキ
 - 三 數人通謀シテ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
 - 四 數人同時ニ同一ノ場所ニ於テ各別ニ罪ヲ犯シタルトキ
- 犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虛偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ト其ノ本犯ノ罪トハ共ニ犯シタルモノト看做ス

第二條 陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官及海軍司法警察官ハ陸軍又ハ海軍ノ部隊内ノ犯罪事件ニシテ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノニ付捜査ヲ爲スコトヲ得

第三條 檢事及陸海軍ノ檢察官ハ前二條ノ規定ニ依リ捜査ヲ爲スコトヲ得ヘキ事件ニ付豫審ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ豫審ノ請求ヲ受ケタル豫審判事又ハ豫審官ハ必要ナル處分ヲ爲シタル後豫審判事ハ檢事ニ、豫審官ハ陸海軍ノ檢察官ニ事件ヲ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ豫審判事又ハ豫審官ハ前ニ發シタル勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

第四條 陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ通常裁判所又ハ豫審判事ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ現行犯ニ關スルモノヲ除クノ外其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾ヲ求ムヘシ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ハ軍事上已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

陸軍軍法會議法第一條第一項第一號又ハ海軍軍法會議法第一條第一項第一號ニ記載シタル者ニ對シ現行犯ニ關シ通常裁判所、豫審判事、檢事又ハ司法警察官ノ發シタル勾引狀又ハ勾留狀ノ執行アリタルトキハ之ヲ發シタル者速ニ其ノ旨ヲ執行ヲ受ケタル者ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知スヘシ

第五條 通常裁判所ノ裁判權及軍法會議ノ裁判權ニ屬スル同一事件ニ付雙方ニ公訴ノ提起アリタルトキハ最初ニ公訴ノ提起アリタル官署之ヲ審判ス

前項ノ場合ニ於テ通常裁判所及軍法會議共ニ便宜ト認ムルトキハ後ニ公訴ノ提起アリタル官署ニ於テ事件ノ審判ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第六條 通常裁判所、豫審判事又ハ檢事ト軍法會議、豫審官又ハ陸海軍ノ檢察官トハ相互ニ牽連事件ニ關スル調書其ノ他ノ書類又ハ證據物ノ送付又ハ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

檢事ハ豫審官、陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官ニ對シ第二條ニ掲クル犯罪事件ノ豫審又ハ捜査ニ關スル書類又ハ證據物ノ送付又ハ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第七條 檢事軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲シ又ハ通常裁判所若ハ豫審判事ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ陸海軍ノ檢察官ニ送致スヘシ

陸海軍ノ檢察官、陸軍司法警察官又ハ海軍司法警察官通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲シ又ハ軍法會議若ハ豫審官ヨリ事件ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ檢事ニ送致スヘシ前二項ノ場合ニ於テ送致前ニ發シタル勾留狀ハ送致後ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス
前項ノ勾留狀ハ送致ヲ受ケタル官署五日內ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起セサルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第八條 豫審判事ノ爲シタル免訴ノ決定確定シタルトキハ陸海軍ノ檢察官ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス
陸海軍ノ檢察官豫審ノ取調終了後不起訴處分ヲ爲シ又ハ豫審ノ請求ヲ取消シタルトキハ檢事ハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス
軍法會議公訴ノ取消ニ因リ公訴棄却ノ決定ヲ爲シタルトキハ檢事ハ同一事件ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第九條 前條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起シタルトキハ豫審官又ハ軍法會議ハ豫審ノ請求ヲ却下シ又ハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ

第十條 刑事訴訟法ニ依ル時効ノ中斷ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付、陸軍軍法會議法又ハ海軍軍法會議法ニ依ル時効ノ中斷ハ通常裁判所ノ裁判權ニ屬スル事件ニ付其ノ效力ヲ有ス

第十一條 本法ハ陸海軍官憲ト朝鮮、臺灣、關東州ノ司法官憲其ノ他ノ特別司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項及陸軍司法官憲ト海軍司法官憲トノ間ニ於ケル刑事交渉事項ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十八年第十二號布告ハ之ヲ廢止ス

大正十三年三月十五日印刷
大正十三年三月二十日發行

司法警察論奧付
定價金 參 圓



著 者 高 井 賢 三

發 行 者 波 多 野 重 太 郎

發 行 者 橫 尾 留 治

印 刷 者 武 居 菊 藏

發 兌 元 東京市神田區錦町一丁目十二番地 (振替東京二二九四) 松 華 堂

發 兌 元 東京市神田區中猿樂町二番地 (振替東京六五五六) 巖 松 堂

7856
—
七 号

512
216

終